# 叙位・叙勲

○叙位

（金沢大学名誉教授）
正四位に叙する（各通）
三上理一郎

正五位に叙する（各通）
湯地　光昭

従五位に叙する
有川　勝彦　豊藏冨佐子

正六位に叙する（各通）
小川　孝夫　川上　等
白井徳太郎　菅原　謙
田中　満則　坂東　義敬

従六位に叙する（各通）
秋葉　昭一

（千葉市公立学校長）
正七位に叙する（各通）
有泉　嗣男

従七位に叙する（各通）（以上九月一日）
（埼玉大学名誉教授）正八位
正四位に叙する
宗　正彦

正五位に叙する（各通）
久藤　豊治

従五位に叙する（各通）
麻野　豊　安部　隆秋
伊堂寺重義　上野　秀次
太田　正敏　大渕　哲也
河合　泉　長澤　厚史

正六位に叙する（各通）
大橋　伸一　栗林　英雄
佐野千吉郎　萩尾　武紀
早舩　喬一　村上　弟治

従六位に叙する（各通）
伊藤　英也　五明　正幸
中田　慶次　半沢　篤次

正七位に叙する（各通）
従七位に叙する（以上九月二日）
従四位に叙する
梅本　末利　高島　一彦

正五位に叙する（各通）
横山　賢治

従五位に叙する（各通）
青木　勉
大場　義樹
湯地　光昭
青葉　卓男
逸見　方直
川本喜七郎
田中　英和
山田　俊諒
傳田　名正
福田　寛
湯坐　正利
小山　正好
先崎正次郎
八木滿壽雄
味元　雄介
新井　均
上松　原造
奥間徳五郎
齋藤　正一
林　輝幸
仲嶋　仁
長岡　崇雄
高橋　研
遠藤　勝美　兼松眞喜男
冨吉積太郎　山田　稔

正六位に叙する（各通）
植松　淳　大橋淳一郎
門田　輝男　谷口　義紀
増田　英雄　本岡　傑
吉藤　整

従六位に叙する（各通）
（警視庁警部）
正七位に叙する（各通）（以上九月三日）
（九州工業大学名誉教授）
正四位に叙する
太田　諦二
細井　祐治

正七位に叙する（以上九月四日）
松崎　孝一

従五位に叙する
大野　武雄
藤井　明

従七位に叙する（以上九月五日）
横井　敏明
村松　浩

正七位に叙する（以上九月七日）
○叙勲
遠藤　順子
谷川　榮利

旭日単光章を授ける（各通）（九月一日）
早舩　喬一

旭日双光章を授ける
西沢登美治

旭日単光章を授ける（以上九月二日）
松崎　孝一

旭日小綬章を授ける（九月五日）
（金沢大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける（各通）
湯地　光昭

瑞宝小綬章を授ける
有泉　嗣男　有川　勝彦
河野　一彦　坂東　義敬
（千葉市公立学校長）
逸見　方直　山田　俊諒
瑞宝双光章を授ける（各通）
佐藤　正直
吉田　彰
大橋　達雄
野村　初弘
吉田　茂
岩崎　和彦
横山　健智
太田　諦二
細井　祐治
松崎　孝一
大野　武雄
藤井　明
小坂　實
山崎　強
上松　原造
奥間徳五郎
齋藤　正一
林　輝幸
仲嶋　仁
長岡　崇雄
高橋　研
新井　均
上松　原造
奥間徳五郎
佐藤　明　田端　直行
傳田　名正　八畑　幹彦

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月一日）
八木滿壽雄

瑞宝小綬章を授ける
麻野　豊　安部　隆秋
伊藤　英也　上松　原造
奥間徳五郎　河合　泉
仲嶋　仁　長澤　厚史

瑞宝双光章を授ける（各通）
林　輝幸　新井　均
大橋　伸一　五明　正幸

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二日）
高橋　研
遠藤　孝一　結城　甲藏
岡田　義和

瑞宝中綬章を授ける
大橋　達雄　長岡　崇雄

瑞宝小綬章を授ける（各通）
植松　淳　兼松眞喜男
岩崎　和彦　谷口　義紀
佐藤　正直　本岡　傑
西谷　信次　野村　初弘

瑞宝双光章を授ける（各通）
宇田　澄男　吉藤　整

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月三日）
（九州工業大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
太田　諦二
細井　祐治

瑞宝双光章を授ける（以上九月四日）
大野　武雄

瑞宝双光章を授ける（九月五日）
村松　浩　横井　敏明

瑞宝双光章を授ける（各通）（九月七日）

# 官庁報告

## 労　働

### 最低賃金の改正決定に関する公示

大阪労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府鉄鋼業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年10月８日

大阪労働局長　中沖　剛

第４号中「１時間865円」を「１時間876円」に改める。

# 公　告

## 諸事項

### 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年10月８日

東北地方整備局長　縄田　正

１　処分をした年月日　平成26年９月16日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社晃建設　野地　勝巳　福島県福島市腰浜町31―16　国土交通大臣許可（特―23）第10257号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成26年８月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年10月８日

東北地方整備局長　縄田　正

１　処分をした年月日　平成26年９月16日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　泉電設株式会社　林　竜也　福島県いわき市泉町５丁目10―６
国土交通大臣許可（般・特―22）第16486号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、管工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成26年８月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。